

お子さんのこころやからだ、ことばの発達などについて

●心配なことや気になることはありませんか？

こども発達支援センター

こども発達支援センターでは、保育士、言語聴覚士、理学療法士、相談支援専門員などの専門職員が、お子さんの発達などのご相談に対応しています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください(相談料は無料です)。



●どんなところ？

お子さんの状況に合わせ、専門職員が保護者や関係機関のスタッフと一緒に考えながら、生活の中でのコミュニケーションや動作、集団生活などへの支援を行っています。

●どんなことをしているの？

■個別指導

お子さんの状況に応じて、保育士、言語聴覚士、理学療法士が、個別に1回1時間程度の支援を行っています。

■グループ指導

小グループでの指導も実施しています。

■相談

保護者からの日常的な相談や、来所による相談を受けています。

児童福祉法に基づく、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業等を実施しています。

●気になっていませんか？

- *ことばの発達が遅いのが気になる
- *発音や話し方が気になる
- *お座りや歩くことがなかなかできない
- *おもちゃや友達に関心を示さない
- *落ち着きがなくてひとつのことに集中しない
- *指示や話の内容が理解できない



「こども発達支援センターだより」や「事業概要」などはホームページからもご覧いただけます。
※市公式ホームページ→施設案内→こども発達支援センター

【eメールでの相談も受け付けています】ryouiku@city.takikawa.lg.jp

滝川市こども発達支援センター

検索

問合先 こども発達支援センター Tel.23-3361

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

■対象者

(1)雇用保険の特定受給資格者

(倒産・解雇などの理由により、再就職の準備をする時間的な余裕がなく、離職を余儀なくされた方)

(2)雇用保険の特定理由離職者

(期間の定めがある労働契約が更新されなかった方、そのほかやむを得ない理由により離職した方)

※上記に該当しても、65歳以上の離職者および特例受給資格者(季節雇用などの方)は対象外となります。ただし、災害や大幅な所得減少などの理由で国民健康保険税の納付が困難な場合、申請により減額や免除を受けられることがありますので、詳しくはご相談ください。

■対象期間

離職した翌日から翌年度末まで(最長2年間)が保険税の軽減の対象となります。

例 離職日 平成29年3月31日～平成30年3月30日⇒平成30年度末(平成31年3月31日)まで

離職日 平成30年3月31日～平成31年3月30日⇒平成31年度末(平成32年3月31日)まで

離職の翌日から翌年度末までの期間は、前年の給与所得をその30/100とみなして計算します。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなどして国民健康保険を脱退した時点で終了となります。

軽減を受けるには申告が必要です。申告書は保険医療課(市役所1階5番)窓口にあります。市公式ホームページ→申請書ダウンロード→保険医療課→「非自発的失業者に対する保険税の軽減制度」からダウンロードできます。提出の際には必ず「雇用保険受給資格者証」と「印鑑」をお持ちください。

※申告が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができる場合があります。詳しくはご相談ください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016